

加古川市空き家バンク登録制度の拡充

空き家バンクの登録要件を一部緩和しました

主催	一
日時	一
場所	一
内容	<p>空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。</p> <p>登録は、媒介契約（専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約）を締結していない空き家に限っていましたが、令和6年4月から、市街化調整区域については、(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会の協力業者との契約に限り、媒介契約を締結していても登録可能としました。</p> <p>(初めて ・ 恒例 ・ ●回目)</p>
対象（参加者）	加古川市内の空き家所有者
定員	一
参加費	無料
申込先・方法	<p>空き家バンクへの登録については、 申込先：住宅政策課 方法：窓口、郵送、オンライン申請システム</p>
目的・背景 その他	市内の空き家を広く情報発信し、その流通や有効活用を促進することにより、空き家の抑制と定住の促進を図ることを目的として、「空き家バンク」を設けています。
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定 (●月●日) ・ 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない



加古川市 住宅政策課 住宅政策係 (担当：宮沢)
 ☎ 079-427-9327 (内線 3354)

『加古川市空き家バンク』登録のご案内

加古川市では、市内の空き家を広く情報発信し、その流通や有効活用を促進することにより、空き家の抑制と定住の促進を図ることを目的として、「空き家バンク」を設けています。

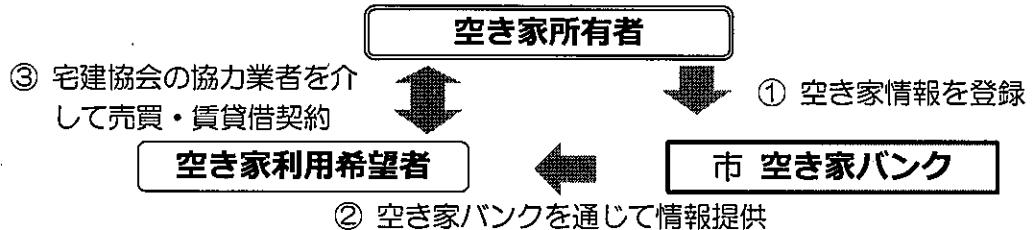
空き家バンクとは

- ◆ 空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。
- ◆ 登録は、媒介契約（専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約）を締結していない空き家に限ります。ただし、令和6年4月から、市街化調整区域については、宅地建物取引業協会の協力業者との契約に限り、契約を締結していても登録可能です。
- ◆ 売買、賃貸借などの手続きについては宅建協会の協力業者をご紹介します（市と宅建協会で協定を締結しています）。

※協力業者については、加古川市住宅政策課にお問い合わせください。

- ◆ 空き家バンクの情報は、市ホームページのほか、市の窓口、全国版空き家バンク*で情報発信します。

※ 全国版空き家バンク … 国から委託を受けたLIFULL HOME'S、アットホームの2社が、全国の自治体の空き家バンク情報を一括して検索できるよう開設したサイト



空き家を放置すると、どんどん傷み、資産価値が目減りします。また、適正に管理できていない空き家は、周辺住民に迷惑をかけ、場合によっては損害賠償責任を負うこともあります。

このため、中古住宅として売却や貸家など積極的な利活用をご検討ください。

空き家バンクへの登録については、下記の問い合わせ先まで、お気軽にお尋ねください！



空き家バンクをよろしくお願いします。

【お問合せ】

加古川市 住宅政策課 住宅政策係

電話 079-427-9327

（平日 8:30～17:15 土休みを除く）

ホームページ 加古川 空き家バンク

検索